

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館第3期中期計画

(計画期間 平成30年4月1日～令和4年3月31日)

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 好生館が担うべき医療の提供及び医療水準の向上

佐賀県医療センター好生館は、歴史と伝統を尊重し、県民のために、佐賀県における中核的医療機関として、地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質で高度な医療を着実に提供し向上させるとともに、スタッフの確保・育成と働きやすい職場環境作りを推進し、患者・家族への思いやりを大切にして、わが国でも有数の模範となる医療機関を目指す。

(1) 好生館が担うべき医療の提供

① 高度・専門医療の提供

(救急医療)

- ・ 救急救命センター、外傷センター、脳卒中センター、ハートセンターで24時間365日、傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供する。
- ・ 佐賀県ドクターヘリ、好生館ドクターカーを有効に活用し、高度な救急医療を提供する。

(循環器医療)

- ・ 急性心筋梗塞の治療にあたっては、館内多職種、消防救急隊との連携による緊急入院体制を強化するとともに、Door to balloon time の短縮を実践する。

(がん医療)

- ・ がん診療連携拠点病院として、がんセンターを中心に手術、薬物療法、放射線治療などを効果的に組み合わせた集学的治療を実践する。
- ・ がん相談支援センター、がん看護外来、各種がん教室など、がん患者の心と体を支援する体制を充実させる。
- ・ がん患者の病態に適切に対応し、より効果的ながん医療を提供するため、専門的な知識及び技能を有する医療従事者の配置などの体制を充実させる。
- ・ がんのゲノム医療の実施に向けた取り組みを進める。

(脳卒中医療)

- ・ 脳卒中治療にあたっては、(超)急性期治療(t-PA療法、血栓回収治療)の普及・実践に取り組む。
- ・ 脳卒中ケアユニット(SCU)を円滑に運用する。

(小児・周産期医療)

- ・ 地域周産期母子医療センターとして、NHO佐賀病院、佐賀大学医学部附属病院との機能分担及び連携を図り、ハイリスク分娩への対応、母体搬送及び新生児搬送の受入れを積極的に行う。
- ・ 小児外科領域の中核病院としての役割を継続する。

(感染症医療)

- ・ 佐賀県唯一の第一種感染症指定医療機関として対応する。
- ・ 新型インフルエンザ等公衆衛生上の重大な危機が発生又は予想される場合には、佐賀県の対応に協力する。

(高度医療機器等の計画的な更新・整備)

- ・ 高度専門医療等の充実のため、中期計画期間中における医療機器の更新・整備計画を策定し、高度医療機器の計画的な更新・整備を行う。
- ・ 令和2年度の病院情報システム更新に向け、良質な高度専門医療の提供、安定的・効率的な業務運営、経営の質の向上、セキュリティの確保といった観点から更新計画を策定し、円滑なシステム移行を行う。

② 信頼される医療の提供

- ・ 入院における患者の負担軽減及び分かりやすい医療の提供のため、EBMを推進する。
- ・ 治療への患者及び家族の積極的な関わりを推進するため、患者等の信頼と納得に基づく診療を行うとともに、検査及び治療の選択について患者の意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを一層徹底する。
- ・ 患者・家族総合支援体制機能を再編し、新たに入退院支援部門、ベッドコントロール部門を強化する。
- ・ 患者等が主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオン制度について館内掲示やパンフレット作成などにより引き続き周知する。

◆目標 クリニカルパス適用率： 62% (令和3年度目標)

③ 安全・安心な医療の提供

- ・ 職員の医療安全に対する知識の向上に努めるため、医療安全研修会を継続する。
- ・ 発生したインシデント及びアクシデントの報告及び対策を引き続き徹底する。
- ・ 感染制御部が主体となり、館内の横断的活動をもって感染の発生防止や職員の啓発に努め、感染対策の基本的な考え方及び具体的な方策について研修会を引き続き開催する。
- ・ 「安全・安心の医療」、「質の高い医療」を検証するため、平成30年度に日本医

療機能評価機構の更新受審をする。

- ・ ISO9001、国際病院評価機構（JCI）などの認定取得について検討する。

④ 災害時における医療の提供

- ・ 基幹災害拠点病院の機能を十分に発揮できるよう、災害時に必要な医療物資等を備蓄するほか、優先納入契約の継続等、災害時医療体制の充実・強化を図る。
- ・ 災害時は患者を受け入れ、必要な医療の提供を行うとともに、患者が集中する医療機関や救護所への医療従事者の応援派遣等の協力を行う。
- ・ 大規模事故や災害時には、県の要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等を現地に派遣して医療支援活動を行う。
- ・ 原子力災害拠点病院として、人材の育成及び機能整備の強化に取り組み、災害発生時においては、汚染や被ばくの可能性がある傷病者を受け入れ、必要な医療を提供する。
- ・ 新型インフルエンザ等公衆衛生上の重大な危機が発生又は発生しようとしている場合には、佐賀県の対応に協力する。

⑤ 外国人患者に対応できる医療の提供

- ・ 外国人患者に対応できる医療機能やスタッフ等を整備する。
- ・ 令和2年度までに外国人患者受入医療機関認証制度（JMIP）を取得する。

(2) 医療スタッフの確保・育成

① 優秀なスタッフの確保・専門性の向上

- ・ 医療機能の維持・向上のため、優秀なスタッフの適正数確保に努める。
- ・ 専門医、専門看護師、認定看護師、メディカルスタッフ関連専門資格などの資格取得に向けた支援を充実し、スタッフの専門性の向上を図る。

◆目標 専門/認定 新規資格数

- ・ 看護師：8件 ・薬剤師：5件 ・検査技師：33件 ・放射線技師：15件
- ・ 臨床工学技士：4件 ・管理栄養士：11件（令和3年度までの累計）

② 医療スタッフの育成

- ・ 救命救急医療提供等のための救急スタッフの育成に取り組む。
- ・ 教育研修体制の充実を図り、医療従事者や医療関連学生の研修受け入れ、養成に取り組む。
- ・ 臨床研修病院として、初期臨床研修医確保のために魅力ある研修プログラムを策定する。
- ・ 新専門医制度の基幹型病院として、専攻医及び後期臨床研修医の獲得に努

め、教育体制を充実する。

- ・ シミュレーション機器を活用した教育・研修の充実を図る。

◆目標

研修回数：・BLS 50回/年　　・ACLS 12回/年　（令和3年度目標値）

(3) 地域の医療機関等との連携強化

- ・ 地域医療支援病院として、さらに紹介・逆紹介を推進するため、地域医療連携センターと入退院支援センターが連携し、周辺医療機関とよりシームレスな顔の見える連携体制を構築・遂行する。
- ・ がん治療では、九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツ）との連携を継続する。
- ・ 地域医療構想、地域包括ケアシステム実現に向けての一助として地域医療・介護連携を推進する。
- ・ 効率的で適切な医療を提供するため、地域連携クリティカルパス活用を推進するとともに、電子パスの普及に努める。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、行政機関、地域の介護・福祉施設等との連携を強化し、退院後の医療支援や施設入所のための情報共有を図り、医療・介護・福祉へと切れ目のないサービスを提供するとともに地域社会との一層の連携・共生を進める。
- ・ 佐賀県診療情報地域連携システムの普及・利用増を、他の医療機関に率先して進め、県内の医療機関の連携強化を図る。

◆目標

紹介率：90%　　逆紹介率：120%　（令和3年度目標値）

(4) 医療に関する調査・研究及び情報発信

- ・ 臨床現場に活用できる研究に取り組み県内の医療水準の向上を図る。
- ・ 好生館の特性及び機能を活かして、治療の効果及び安全性を高めるため、積極的に治験に取り組み、新薬・新材料の開発等に貢献する。
- ・ 病院とライフサイエンス研究所が共同し臨床試験体制を整備し、臨床試験、治験、共同研究を推進する。
- ・ がんのゲノム医療に向け病院とライフサイエンス研究所とが一体となってゲノム医療の基盤整備を推進する。
- ・ 連携大学院構想を実現するために大学との連携を一層強化する。
- ・ 院内がん登録の精度向上とともに地域がん登録を推進し、好生館のみならず佐賀県がん対策の進展に協力する。
- ・ 健康に関する保健医療情報や、好生館の診療機能を客観的に表す臨床評価指

標等について、ホームページ等による情報発信を積極的に行う。

- ・ 講演会の開催等を通じて、県民に対して、医療・健康情報を発信し、県民の健康づくりに寄与する。

2 看護師等養成所が担うべき看護教育及び質の向上

- ・ 総合看護学院の好生館附属化の準備を着実に進めるために、
 - ・ 事務職員等を総合看護学院に派遣
 - ・ 好生館看護師の看護教員養成課程受講の継続
 - ・ 学院と共に新学校の教育カリキュラム作成 などをを行う。
- ・ 令和2年度の開校後は、臨床現場をもつ強みを活かし、多様な人々と仕事をしていくための社会人基礎力を育てる教育システムを構築する。
- ・ 優秀な看護師を育成・確保するため、奨学金制度を継続して実施する。

3 患者・県民サービスの一層の向上

(1) 患者の利便性向上

- ・ 患者や家族が入院生活を快適に過ごすことができるよう、毎年度、患者満足度調査を実施し、それにより院内における患者の意向把握や利便性向上に努め、快適な療養環境の提供を図る。
- ・ 待ち時間の短縮等、患者に提供するサービスについて満足度の向上に努める。
- ・ 待ち時間短縮の一環として、初診・再診の受診予約の徹底・充実を図る。
- ・ 令和元年度を目途に駐車場を整備し、患者用駐車場の混雑を解消する。

◆目標

- 患者満足度(令和3年度目標値) : ・ 総合満足度 (入院) : 90%
・ 総合満足度 (外来) : 90%

(2) 職員の接遇向上

- ・ 患者や家族、県民からの信頼と親しみを得られるよう、職員の意識を高め、接遇の向上に努める。

(3) ボランティアとの協働

- ・ ボランティア活動がしやすい環境をつくり、ボランティアとの協働による患者サービスの向上に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務の改善・効率化

(1) 適切かつ効率的な業務運営

- ・ 地方独立行政法人のメリットを活かして医療需要の変化に迅速に対応し、病院の組織体制、診療内容等の見直しを行い、効果的、効率的な業務運営に努める。
- ・ 業務執行におけるコンプライアンスを徹底するため、内部規律の策定等を行うとともに、意識啓発のための取り組みを定期的・継続的に実施する。
- ・ 業務の適正かつ能率的な執行を図るため内部監査を年1回以上実施するとともに、職員からの相談機能の充実を図る。
- ・ 平成29年の地方独立行政法人法の改正を踏まえた内部統制体制を早期に確立する。

(2) 事務部門の専門性向上

- ・ 業務の継続的な見直し、ICTの活用等により、事務部門の効率化を図る。
- ・ 診療情報管理士等の専門資格の取得及び研修の充実により、事務職員の資質向上を図る。
- ・ 病院運営の高度化・複雑化に対応できる専門的知識と病院経営を俯瞰できるマネジメント力を兼ね備えた事務職員の育成の取り組み体制を強化する。

(3) 職員の勤務環境の向上

- ・ 佐賀労働基準監督署の勧告や職員の勤務環境を巡る諸課題を真摯に受け止め、職員が仕事に誇りを持ち、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保する。
- ・ 安心して業務に従事できる環境づくりのために、職員が一丸となり働き方改革を強力に推進する。
- ・ 短時間正職員制度など多様な勤務形態の導入を検討するとともに、育児等から復職する職員への職場復帰支援を継続する。
- ・ 家族の介護や子育て等を行う職員を積極的に支援するとともに、風通しの良い勤務環境の構築をめざし、職員満足度調査を毎年度実施し、常に点検、改善、評価を行う。
- ・ 令和元年度を目途に職員用駐車場を整備する。
- ・ 執務室の狭隘化や会議室不足の解消及び福利厚生のためのアメニティスペースなどの拡充に向けた検討を平成30年度中に行う。
- ・ 職員の業績や能力を適正に評価し、努力した職員が相応な処遇を受けられる、客観性の高い人事評価制度を定着させる。

(4) 社会的責任・信頼の向上

- ・ コンプライアンスの徹底、患者・家族への誠実かつ公平な対応、個人情報の保護等に努める。
- ・ 患者の求めに応じたカルテ（診療録）・レセプト（診療報酬明細書）等医療情報の適切な開示を行う。

2 経営基盤の安定化

(1) 収益の確保

- ・ 医療機能や診療報酬改定に対応した施設基準を取得するとともに、適正な診療報酬の請求に取り組む。
- ・ 診療報酬請求のチェック体制を強化し、請求漏れや減点の防止を図る。
- ・ 限度額認定などの公的制度の活用により未収金の発生を未然に防止するとともに、未収金が発生した場合は、電話・文書督促などの多様な方法により早期回収を図る。
- ・ 病床利用率や平均在院日数等の目標値を毎年度設定し、医療環境の変化に適切に対応しながら収益の確保に努める。

◆目標

- ・ 査定率：入院 0.3% 外来 0.3%
- ・ 病床利用率：80 %
- ・ 病床稼働率：88 %
- ・ 平均在院日数：9.7日 (令和3年度目標値)

(2) 費用の節減

- ・ 費用節減のための具体策を検討し、薬剤費率、材料費率、人件費率等の目標値を毎年度設定し、その達成に努める。

◆目標

- ・ 人件費率：50.0 %
- ・ 薬剤費率：13.7 %
- ・ 材料比率：13.1 % (令和3年度目標値)

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を実施することにより、経営基盤を強化し、安定した経営を続け、中期計画期間中を累計した損益計算において経常収支比率100%以上を達成する。

1 予算(平成30年度～令和3年度)

(百万円)

区分	金額
収入	73,158
営業収益	66,363
医業収益	61,210
運営費負担金収益	4,468
補助金等収益	161
受託収入	400
看護師等養成所収益	124
営業外収益	868
運営費負担金収益	383
その他営業外収益	485
資本収入	5,927
運営費負担金収益	1,847
長期借入金	4,080
その他資本収入	0
その他の収入	0
支出	71,035
営業費用	61,637
医業費用	58,695
給与費	30,101
材料費	18,082
研究研修費	480
経費	10,032
一般管理費	2,570
看護師等養成所費用	372
営業外費用	800
臨時損失	0
資本支出	8,598
建設改良費	4,844
長期借入金償還金	3,694
貸付金	60

(注)・ 建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

- ・ 予算： 県会計の収支予算に該当するもの(収益的収支、資本的収支を合わせて発生主義に基づき作成する。)

2 収支計画(平成30年度～令和3年度)

(百万円)

区分	金額
収益の部	69,307
営業収益	68,439
医業収益	61,210
運営費負担金収益	4,468
資産見返補助金等戻入	2,076
補助金等収益	161
受託収入	400
看護師等養成所収益	124
営業外収益	868
運営費負担金収益	383
その他営業外収益	485
臨時収益	0
費用の部	69,123
営業費用	68,323
医業費用	64,870
給与費	30,101
材料費	18,082
減価償却費	6,174
研究研修費	480
経費	10,032
一般管理費	2,722
看護師等養成所費用	372
資産にかかる控除対象外消費税等償却	359
営業外費用	800
臨時損失	0
純利益(純損失)	184

(注) 収支計画： 企業会計の損益計算書に該当するもの(収益的収支について発生主義に基づき作成する。)

3 資金計画(平成30年度～令和3年度)

(百万円)

区分	金額
資金収入	76,021
業務活動による収入	67,231
診療業務による収入	61,210
運営費負担金による収入	4,851
補助金等収入	161
その他の業務活動による収入	1,009
投資活動による収入	1,847
運営費負担金による収入	1,847
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	4,080
長期借入による収入	4,080
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間からの繰越金	2,863
資金支出	76,021
業務活動による支出	62,436
給与費支出	33,302
材料費支出	18,082
その他の業務活動による支出	11,053
投資活動による支出	4,904
有形固定資産の取得による支出	4,844
奨学金貸付による支出	60
財務活動による支出	3,694
長期借入金返済による支出	3,584
移行前地方債償還債務の償還による支出	110
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	4,987

(注) 資金計画： 現金の収入、支出を業務、投資、財務の活動区分別に表すもの。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

2,000百万円

2 想定される事由

- ・ 運営費負担金の受入遅延等による資金不足への対応
- ・ 偶発的な出費増への対応

第5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産処分に関する計画

なし

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実、看護学生等への奨学金等に充てる。

第8 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令等により定める額
- (4) (1)、(2)及び(3)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第9 その他地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年佐賀県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

1 県との連携

- ・ 地域医療構想の具体化・実現化など、県が進める医療行政に積極的に協力する。

2 地方債償還に対する負担

- ・ 施設・設備整備等に係る地方債について、毎年度確実に負担する。

3 病院施設の在り方

- ・ 好生館が担うべき役割を達成するために、病院施設整備を計画的に推進し、病院増築等整備の具体化に着手する。

4 施設及び設備に関する事項

施設及び設備の内容	予定額	財源
・職員駐車場等施設整備	5億円	自己資金等
・医療機器等整備	39億円	佐賀県長期借入金
・病院増築等整備	2.3億円	佐賀県長期借入金、自己資金等

備考

- 1 金額については、見込みである。
- 2 各事業年度の佐賀県長期借入金等の具体的な額については、各事業年の予算編成過程において決定される。

5 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実、看護学生への奨学金等に充てる。